平成１８年度版

遊佐町環境報告書

遊佐町

平成19年10月発行

はじめに

本町は、鳥海山に象徴される美しく雄大な自然に抱かれて、永い伝統にはぐくまれた歴史や文化が息づくまちです。四季折々の変化と月光川や日向川が潤す肥沃な田園、日本海と緑に囲まれた砂丘は、古来より私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしてきました。

しかしながら、利便性と物質的豊かさを求めて、資源やエネルギーを消費してきたこれまでの社会経済活動は、オゾン層の破壊や地球温暖化、化学物質による汚染など、自然の自浄能力を超えた環境への負荷をもたらしました。この影響は、もはや一地域、一国のみならず、全ての生命の生存基盤である地球環境にも及んでおり、その解決に向けて大きな役割が求められています。

私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる豊かな環境の恵沢を享受するだけでなく、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を認識し、町民、事業者、町及び町を訪れた者の互いの協働により、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

このため、本町では、これまで「月光川の清流を守る基本条例」の制定や、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指して、平成11年3月に「ゆざまち環境基本計画」、つづいて平成12年2月に「遊佐町地域新エネルギービジョン」を策定し、環境施策を推進してきました。そして、平成15年3月に「遊佐町環境基本条例」を制定し、より体系化した総合施策の展開に努めてまいりました。

この環境報告書は、環境基本条例に基づく年次報告として、平成18年度までの本町の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心にとりまとめたものです。皆さまには本書を広く活用していただき、環境問題についての理解を一層深められるとともに、日常生活や事業活動の中で環境への負荷の低減の一助としていただければ幸いです。

遊佐町長　小野寺喜一郎

・・・　はしがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

この報告書は、「遊佐町環境基本条例」第10条(年次報告)に基づくもので、具体的には、「ゆざまち環境基本計画」に示された諸施策の実施状況や課題をとりまとめたものです。

ゆざまち環境基本計画の理念と目標のうち「目指すべき環境像」を、また環境保全の施策においては3つの幹に位置付けた「自然を守り：こわさない」、「循環型のまちづくり：ふやさない」、「ふれあいの環境づくり：こうしたい」を各々抽出し、その考え方を序章に要約しています。

そして、個々の諸施策の実施状況や課題は、3つの幹ごとに分けて構成しました。

問合せ
遊佐町地域生活課
TEL:0234-72-5881
mail:kankyo@town.yuza.yamagata.jp

・・

目　次

序　章

序章-1　計画のテーマ …… 1
序章-2　目指すべき環境像 …… 1
序章-3　環境保全の施策 …… 2

第１章　　自然を守り：こわさない

1-1　水環境の保全 …… 3
1-2　生態環境の保全 …… 4
1-3　風景の保全 …… 11
1-4　既存の土地利用規制との関係 …… 11
1-5　環境保全の新しいルールづくりに向けて …… 12

第２章　　循環型の町づくり：ふやさない

2-1　ご　　み …… 13
2-2　エネルギーと二酸化炭素 …… 17
2-3　排　　水 …… 20
2-4　安全・安心 …… 22

第３章　　ふれあいの環境づくり：こうしたい

3-1　自然にふれる全町的な活動の展開 …… 24
3-2　学校を核とした活動の展開 …… 24
3-3　集落を核とした活動の展開 …… 25
3-4　公民館を核とした活動の展開 …… 26
3-5　重点地区を核とした交流活動の活性化 …… 26

資　料 ……

◆ ゆざまちエコアクションプラン＜平成 18 年度＞達成状況報告
◆ 主な公共施設のＣＯ２排出量/料金(電気･ガス･灯油･重油･水道　合計)一覧表等
◆ 公用車燃料使用状況
◆ 県内市町村環境関連施策策定等の状況
◆ 環境用語解説

序　章

序章-1　ゆざまち環境基本計画のテーマ
「こわさない・ふやさない・こうしたい」

序章-2　目指すべき環境像

(1)　こわさないの目指すべき環境像

私たちは、鳥海山の懐に抱かれて暮らしています。

きれいな水ときれいな空気。海、山、川、砂丘、平野の豊かな自然の生態系を次の世代に引き継がなければなりません。

遊佐町の自然環境の特徴は鳥海山と日本海、そしてこれを結ぶ月光川の存在です。豊かな自然環境の中に、生きものの多様性があります。暮らしの身近に生きものや自然と触れ合う場所が随所にあります。美しい鳥海山や日本海が町のどこからでも眺望できるという魅力を損なわずに将来にわたって守り残されることを目指します。

「水清く　生きものいきづく　遊佐の町」

美しい水があって命や文化を生み出す豊かな自然が守られ、次の世代に伝えられること。

(2)　ふやさないの目指すべき環境像

私たちは、自然のフィールドで、自然のルールに則って生活する他ありません。自然を舞台に生活する私たちの生活や生産活動が与える地球環境への負荷を減らし、持続的に発展可能な社会を形成することを目指します。

「おいしくて　大地を生かす　遊佐の町」

環境と調和した持続的発展を目指す生産活動を実現し、将来にわたって安全に生活できること。

(3)　こうしたいの目指すべき環境像

自然が保全されているだけでなく、町の随所に自然に触れ合う場所があり、子どもたちは、日頃から自然に親しんでいます。また週末や休日には地域の人々のみならず、来訪者が訪れ、ふれあいの場所を核として地域内・外との交流活動が展開されます。

地域の人々は自然に触れ、芸術文化・レクリエーション活動などに参加し心豊かさに満ちた生活を営み、またさらに質の高い遊佐の環境形成の主体となります。このようなふれあいの環境づくりが展開されています。つまり、地域の自然環境

を生かした快適性の高い生活及び生活環境を目指します。

「人々も　自然もキラキラ　遊佐の町」

地域の自然環境を生かした快適性の高い生活及び生活環境を実現すること。

序章３　環境保全の施策

(1)　自然を守り：こわさない

自然を守るということは、生態系の保全が基本となります。生物の多様性や希少生物の保護が必要です。生態系は自然のつながりの中で存在します。よって生物が生きるためには水環境のみでなく、ある規模のトータルな空間としての保全が必要です。

環境は年月をかけて遷移するものですが、現在では人間の関わりが大きくなっています。こうした自然と人の関わりを調整する仕組みの一つとして、土地利用のコントロールや景観の保全が考えられます。また、特定の調整を必要とする人為的行為もあります。

(2)　循環型の町づくり：ふやさない

私たちは、たくさんのエネルギーを使うことで快適な生活を営むことができます。しかし、エネルギーの使用によって二酸化炭素が排出され、急速な地球温暖化などの悪影響が指摘されています。私たち個々の生活が地球環境へ影響していることを意識し、その影響を最小限とするためには省エネ生活の実現を目指すべきです。

同じように、私たちの生活が身近な環境に与えている、例えば川への汚水の排出や廃棄物の処理などの負荷も、自然の浄化能力を考えて低減しなければなりません。

遊佐町を流れる川は、源流から河口までが町内に存在する特徴的な水環境にあります。月光川の汚れは私たちによるものであり、同時に私たちの行動で川をきれいにすることもできます。廃棄物の処理も物質循環を基本とした再利用を推進する必要があります。

近代的な生活は、私たちがこれまで経験したことのない物質による公害や人体への危険性を生み出しています。何よりもこうした取り組みは、生活と生産の安全性を確保することが第一です。

(3)　ふれあいの環境づくり：こうしたい

地域の自然環境を生かした地域の文化的・精神的な活動並びに交流活動を生かし、経済的活動の活性化のために自然とのふれあい環境づくりが必要です。

ふれあい環境づくりのためには、自然にふれる入り口の環境整備、並びに自然とのふれあい方を学び楽しむための仕組みづくりが必要です。また、地域の人々の主体的な参加が不可欠です。

第１章　　自然を守り：こわさない

1-1　水環境の保全

(1)　湧水域の保護

①　公共用水源となっている湧水地の水質検査等

㋑　原水水質検査については、平成18年9月12日に全項目検査（50項目）を実施したところ、水質は、全て基準値以内であった。

㋺　17年度に、より安定的な水源を確保するため吹浦地内で水源調査を行った。また、同じく平成17年度に、小原田地区に7号井戸を掘削し、19年度中に大楯浄水場に引く予定である。

②　湧水地点(帯)及び湧水ベルトエリアの保護

㋑　高瀬川湧水ベルトのうち、「胴腹滝里山環境保全地域」2.49ｈａは、従来から草刈や清掃作業を行ってきたが、平成14年3月29日、山形県里山保全地域指定(第1号)を受けたことに伴い、15、16年度に間伐と下刈りをし、15年度に親湧水域空間の醸成を図るため植物標識32本を設置した。

㋺　全町美化運動等を通して海岸清掃作業を行い保全に努めた。また、牛渡川・滝渕川ベルトを含めて、鳥海国定公園区域もしくは隣接区域であることから、開発行為については規制が加えられているが、保全監視に努めてきた。

(2)　湧水涵養域の保護

①　高瀬川流域湧水ベルトの涵養域におけるブナ林の保全

平成15年度から10年間にわたる「遊佐町森林整備計画書」に基づき対応している。国有林と民有林があり、その調整は困難であるが、国有保安林(6,114ha)指定の拡大を含め庄内森林管理署に要望していく。

②　湧水涵養域での行為の規制等

涵養域は、3つの湧水ベルトを起点に山頂方向に区域設定をしているが、その6割強は国定公園区域であり、岩石採取以外の開発行為はなく森林伐採も行われていない。胴腹滝上部の岩石採取については、県の審査基準(公的施設より半径 300m以上離れる)を最低とし、採石業者と胴腹滝周辺環境保全協議会からなる懐ノ内安全会議を設置し対応してきた。女鹿・三崎地域の採取地は、鳥海国定公園内にあり、掘る深さは、2m以内と規制されている。

許可採取量は次のとおりである。

(年度ごとの申請書から)

年度	女　鹿			吉　出		
	件数	面積 ha	採取量 千t	件数	面積 ha	採取量 千t
H13	10	10	182	3	5	153
14	11	18	245	1	0.3	1.7
15	5	5	108	3	9	15.5
16	6	9	118	0	0	0
17	8	8.5	165	1	7.9	178.6
18	4	2.6	62	0	0	0

(3)　清流涵養域の保護

清流涵養域は、五つの区域(熊野川／月光川／高瀬川／洗沢川／牛渡川・滝渕川)を設けているが、概ね里山を境界としており岩石採取事業以外での開発行為はない。但し、それ以外での影響に備えて河川水の水質分析を行っている。水質検査結果は、後段の河川の生態保護と水質管理に記載している。

また、里山境界付近での家畜排泄物を含む不法投棄等の行為に備えて、関係機関と連携し対応してきた。

(4)　水を守る啓発活動

学習会の開催

H19.3.16　テーマ「鳥海山をめぐる水循環」

講師　大同工業大学　助教授　鷲見哲也　氏

1-2　生態環境の保全

(1)　鳥海山高山帯の保全

①　「鳥海山の高山植物その他の植物で構成されるお花畠等保護条例」を平成16年6月に制定し、7月より施行している。

②　国・県と連携を図り、登山道整備では、千畳ヶ原の木道整備(700m)を平成14年度から2ヵ年で実施した。また、山岳公衆トイレについて、河原宿公衆トイレを16年度に、滝ノ小屋トイレを17年度に整備した。山頂トイレは、19・20年度に整備の予定である。微生物で処理するバイオトイレなど、より環境負荷の少ないトイレを目指しているが、なかなか難しい。

(2)　ブナ帯の保全

1の(2)の①と同じ。

(3)　里山(鳥海山麓・東山)の保全管理

① 森林整備計画に基づく、生態系と共生した保全と管理

伐採の届出や林地開発行為申請については、環境保全協定等を締結し対応した。その件数・対象面積等は、岩石採取及び山砂採取のところに記載している。

また、間伐等不良木の除去を行い、里山景観の保全を図った。対象面積は、次のとおり。

H13　25.41ha　　H14　4.00ha　　H15　22.83ha　　H16　31.59ha
H17　0ha　　H18　19.40ha

② 里山の保全管理

里山環境保全の地域指定については前述したが、今後、貴重・希少動植物保護のための近接・隣接する開発行為について、環境影響評価を実施させる取り組みが求められる。また、生態系(植物・魚・昆虫等)の継続調査を行っていくために、実施組織の育成とそれらの組織との連携を図る必要がある。

③ 土地利用の規制

平成13年度に改定した「遊佐町国土利用計画」及び土地利用マスタープランにおいて、里山(鳥海山麓)については、「自然環境保全ゾーン」と位置付けし、保全の他に学習・交流フィールドとしての利用を推進することとしている。

土地の売買等届出に伴う審査において、「土地の有効利用」が図られるよう取り組んだ。

(4) 里山(西山)の保全管理

① 飛砂防止保安林等の保護

㋑ 松くい虫による被害・防除等の対応

＃　防除伐倒駆除

年度	普通林　本 (㎥)	保安林　本 (㎥)	計　本 (㎥)
H13	8,702本	7、672本	16,374本
14	5,721本	13,067本	18,788本
15	7,404本 (3,078.75㎥)	11,691本 (4,786.64㎥)	19,217本 (7,865.39㎥)
16	4,410本 (27,021.61㎥)	5,670本 (3,220.54㎥)	10,080本 (30,242.15㎥)
17	3,728本 (2,315.63㎥)	5,615本 (2,906.97㎥)	9,343本 (5,222.60㎥)
18	3,323本 (1,670.85㎥)	4,723本 (2,423.99㎥)	8,164本 (4,094.84㎥)

＃　防除薬剤散布

年度	普通林 ha	保安林 ha	計 ha
H13	88.82	33.60	122.42
14	113.16	67.44	180.60
15	82.74	43.31	126.05
16	35.86	12.35	156.21
17	34.16	141.30	175.46
18	50.88	92.88	143.76

＃　樹幹注入

年度	本
H16	29
17	33
18	30

㈣　保全及び育成活動

復旧事業は県が事業主体で実施しているが、広葉樹も含めた樹種についても協議している。また、稲川小・西遊佐小では、緑の少年団を結成し、学習林保全活動を続けている。また、町民ボランティアによる保全活動を通じて、森林環境教育の普及にも努めている。

②　藤崎のカシワ林の保護

藤崎に奇跡的に残されたエゾイタヤ－ケヤキ群落の林がある。ナラガシワ・カシワ・ミズナラ・コナラ・ケヤキ・ヤマグワなど、14 科 28 種である（「北庄内の植物誌」土門尚三著）。庄内砂丘地の原植生、潜在植生を探る上で、学術上貴重な存在であり、保全を考えていかなければならない。

③　山砂採取等開発行為への対応

基本的には、東山岩石採取と同様の対応である。尚、許可された山砂採取の状況は次の通りである。

年度	件数	採取面積 ha	採取量　千㎥
H13	7	5.5	292
14	3	2.0	115
15	4	2.0	90
16	7	5.7	260
17	4	4.0	167

18	4	4.0	187

（年度ごとの申請書による）

(5)　海岸・海浜の保全

岩浜及び砂浜の生態系調査は、その方法等について検討を加える。ごみ対応や美化清掃については、不法投棄監視人によるパトロールと投棄物の回収の他、前述の緊急雇用対策事業や全町美化運動等を通して海岸清掃作業を行い保全に努めた。

また、学校関係をはじめとした海岸清掃ボランティアによる活動、山形県海浜青年の家の研修に盛り込まれた海岸清掃活動など、多くの人々が関わり保全に努めている。

(6)　河川の生態保護と水質管理

①　生物生息域の環境影響評価(基礎資料としての水質検査)

【河川の環境基準】（全窒素は、農業用水の基準）

水　　域	pH	BOD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/ℓ	全窒素 mg/ℓ
AA水域／牛渡川　滝渕川　山田川	6.5～8.5	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50以下	1未満
A 水域／　熊野川　八ツ面川　洗沢川　高瀬川　月光川	6.5～8.5	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000以下	1未満
B　水域／西通川	6.5～8.5	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5.0 mg/ℓ以上	5,000以下	1未満
C　水域	6.5～8.5	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5.0 mg/ℓ以上	—	1未満

「環境基準」は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境の目標」を定めたもので、「公害対策基本法」に基づいて 1971 年に制定され、1993 年、法律の改廃にともない「環境基本法」第１６条に引き継がれている。

「環境基準」は、環境の許容限度や健康影響の最低条件を示したものではなく、国や自治体が各種の環境保全の施策を実施する際の行政目標として設定されている。

（出典　「水とごみの環境問題」監修：岡田誠之　TOTO 出版　2007 年７月）

河川の水質分析を 17 年度は 2 回、18 年度は 3 回行った。河川の水質の現状を把握するのに充分な回数とはいえず、この分析結果は、採水したときの状況であるとしかいえない。

BOD（巻末：環境用語解説参照　生き物に由来する有機物の汚れの度合いを示す指標のひとつ）が多いと、大腸菌などがこの有機物の汚れを栄養分として、水中の酸素（DO:溶存酸素）を使って増殖する。

夏は、田んぼの灌漑期にあたり、河川の流量や流速が小さくなって、汚水をうすめにくく、また酸素を供給しにくくなり、汚れた状態で、滞留しやすくなる。

冬にBODが高いにもかかわらず、大腸菌群数が少ないのは、水温が低く、有機物の分解が進まないためと考えられる。

全窒素の数値が高いのは、住宅密集地では、家庭系排水の影響、その他、田畑からの肥料分の流入や養豚場からの雨水排水にし尿などが混じってしまうためと考えられる。

また、大腸菌には自然由来の大腸菌と糞便性由来の大腸菌がある。採水時のBODが低くても、大腸菌群数が高いということは、過去に大腸菌を増殖させるだけの有機物が河川にあったということも考えられる。

今後も自然由来かどうかも含め、調査を継続する。

【河川の水質検査結果】

17年度　　採水日　上段8/19　下段12/21　　下線は基準を超えた数値

	河川名	採水地点	河川類型	天候	気温℃	水温℃	pH	BOD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/ℓ	全窒素 mg/ℓ
1	牛渡川	中谷地橋	AA	曇り	27.0	14.0	6.7	<0.5	<1	9.8	9,200	0.6
				曇り	3.0	10.0	7.4	1.5	2	11.0	330	0.6
2	滝渕川	目倉神橋	AA	曇り	27.0	15.0	6.7	0.6	2	9.5	24,000	0.6
				曇り	3.0	8.0	7.2	0.9	<1	11.0	790	0.5
3	高瀬川	丸子橋	A	曇り	29.0	19.0	6.8	0.9	4	8.5	54,000	0.9
				曇り	3.0	4.0	7.2	0.9	7	12.0	700	0.8
4	西通川	清水田橋	B	曇り	29.0	22.0	6.8	1.3	3	7.3	35,000	1.9
				曇り	4.0	4.0	6.9	2.0	21	10.0	1,100	2.2
5	八ツ面川	そねた橋近く	A	曇り	29.0	17.0	6.8	1.0	5	9.0	160,000	1.0
				曇り	4.0	4.0	7.1	1.3	21	11.0	1,100	0.8
6	山田川	蚕桑橋	AA	曇り	29.0	17.0	7.1	1.0	2	9.3	11,000	0.8
				曇り	4.0	4.0	7.2	1.1	1	12.0	2,400	0.6
7	熊野川	熊野橋	A	曇り	30.0	20.0	7.3	0.7	2	8.2	3,500	1.6
				曇り	2.0	2.0	7.5	2.9	<1	13.0	110	5.9
8		上流橋名なし	A	曇り	30.0	19.0	7.3	<0.5	1	8.4	16,000	0.9
				曇り	3.0	2.0	7.3	3.2	<1	13	210	6.5

9	大樽川	熊野川合流前	A	曇り	30.0	19.0	7.2	0.6	4	8.2	11,000	1.5
				曇り	2.0	3.0	7.3	2.2	2	13.0	45	3.9
10	月光川	金杉橋	A	曇り	30.0	18.0	7.4	<0.5	<1	8.6	2,400	0.4
				曇り	3.0	3.0	7.2	1.0	<1	13.0	20	0.3

18年度　採水日　上段6/12　中段8/25　下段12/11　　下線は基準を超えた数値

	河川名	採水地点	河川類型	天候	気温℃	水温℃	pH	BOD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌 MPN/ℓ	全窒素 mg/ℓ
1	牛渡川	中谷地橋	AA	晴れ	26.0	14.0	7.1	<0.5	<1	11.0	330	0.7
				晴れ	26.2	16.0	7.3	<0.5	<1	12.0	17,000	0.6
				曇り	5.4	9.2	6.9	0.5	<1	10.0	1,700	0.8
2	滝渕川	目倉神橋	AA	晴れ	26.0	15.2	7.0	0.6	1.6	10.0	2,200	0.5
				晴れ	27.0	16.0	7.2	0.5	2.0	11.0	11,000	0.5
				曇り	5.8	9.2	7.0	<0.5	1.9	11.0	1,300	0.7
3	高瀬川	丸子橋	A	曇り	25.5	17.0	7.0	0.9	4.3	9.9	33,000	0.6
				晴れ	28.0	22.5	7.1	0.9	5.5	8.1	540,000	0.6
				曇り	6.0	11.0	7.0	0.6	2.8	12.0	3,300	1.0
4	西通川	清水田橋	B	曇り	25.5	19.5	6.9	2.4	15.0	7.6	33,000	1.9
				晴れ	27.7	23.5	7.2	1.2	12.0	9.0	11,000	1.1
				曇り	6.0	11.5	6.8	1.8	17.0	10.0	17,000	2.0
5	八ツ面川	そねた橋近く	A	曇り	25.5	18.0	7.1	1.4	2.5	9.8	46,000	0.7
				晴れ	28.0	24.0	7.4	<0.5	11.0	9.4	39,000	0.6
				曇り	5.1	11.8	7.1	0.7	2.5	11.0	7,900	1.0
6	山田川	蚕桑橋	AA	曇り	23.5	16.7	7.4	0.7	5.5	9.3	1,700	0.6
				晴れ	30.0	20.7	7.5	1.2	4.8	8.7	24,000	0.6
				曇り	4.0	11.5	7.3	<0.5	2.2	12.0	2,200	0.8
7	熊野川	熊野橋	A	曇り	23.5	15.5	7.2	2.4	2.5	9.4	1,700	2.0
				晴れ	29.0	25.2	7.4	0.5	1.8	8.1	4,600	2.8
				曇り	3.8	5.3	7.3	0.5	1.6	12.0	330	2.0
8		上流橋名なし	A	曇り	22.0	16.6	7.6	0.7	1.9	9.3	1,100	0.5
				晴れ	26.0	22.7	7.6	0.7	1.4	8.4	9,200	0.4
				曇り	3.0	5.3	7.4	<0.5	1.1	12.0	140	0.7
9	大樽川	熊野川	A	曇り	23.5	15.3	7.2	1.2	4.7	9.7	1,700	0.9

		合流前		晴れ	28.0	24.7	7.4	0.5	4.5	8.1	11,000	1.1
				曇り	3.2	5.7	7.2	0.6	4.3	12.0	1,300	1.7
10	月光川	金杉橋	A	曇り	24.0	11.5	7.2	<0.5	<1	10.0	330	0.2
				晴れ	28.0	21.5	7.6	0.5	<1	8.6	160,000	0.2
				曇り	4.0	9.6	7.4	<0.5	1.3	12.0	24,00	0.4

② 家畜糞尿流入による汚濁防止対策

㋑ 従来の堆肥センター(長坂、杉沢)に加え、全農庄内本部が堆肥センターを酒田市浜中に新設したが、想定した処理能力が得られず、以前として問題を抱えている。

㋺ 「水田農業ビジョン」に基づいて、水田も完全無農薬・有機栽培が増加し、耕種農家と畜産農家の連携による地域循環型農業の展開が図られている。

H16年度環境保全型農業作付け面積

JAS有機認証作付け面積　1.57ha　　特別栽培米作付け面積　11.58ha

H17年度環境保全型農業作付け面積

JAS有機認証作付け面積　0ha　　特別栽培米作付け面積　823.0ha

H18年度環境保全型農業作付け面積

JAS有機認証作付け面積　0ha　　特別栽培米作付け面積　977.1ha

㋩ 「家畜排泄物の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、畜産三部会をはじめ適正処理や有効利用の啓発を行っている。

(7) ため池・湿地の保全

① 農業用ため池の保全

現在、貯水量1,000㎥以上の農業用ため池が13箇所(町管理1箇所、管理組合9箇所、月光川土地改良区3箇所)ある。このうち、県営で老朽ため池等整備事業として、東山の四郷沼地区を整備し、18年度に完了した。

② ハッチョウトンボ等貴重な動植物、湿地の保全

地元愛護団体の協力をえて、ハッチョウトンボの生息地保護と個体数の確保に努め、個体数は微増となっている。また、発生時期の7月の土・日は、生息地を一般公開し、環境学習の機会を提供している。

(8) 河畔・湖畔環境の保全・向上

公共事業については、コンクリートの使用を最小限にし、環境に配慮した工法を取り入れている。県による西通川の改修工事に当たっては、西遊佐小学校児童の魚

の生態研究に注目し、河畔の環境保全に配慮した。

(9)　希少動植物の保護

ハッチョウトンボ、ニホンサクラソウ・ゲンジボホタルの他は、「ゆざまち環境基本計画」策定時調査以降、追跡調査が行われていない。

1-3　風景の保全

(1)　眺望の保護

鳥海山・日本海の眺望エリアでは、基本的に「自然公園法」による規制で対応している。高層建築物や配色も規制対象である。また、遊佐町国土利用計画のゾーニングにおいても、自然環境保全ゾーン等と位置付けている。

(2)　山麓景観の保護

山麓景観を損なうような建築物や配色の実例はないが、今後、民間開発の別荘地団地指定等を含めた「景観保全条例」や「指針」について、検討する必要がある。

また、岩石採取、山砂採取跡地が緑の中の茶色となり、景観を損ねている。

(3)　田園景観の形成

田園景観を損なう恐れのある看板等については、平成9年度策定の「遊佐町公共サイン計画整備方針」や「山形県屋外広告物条例」により対応してきた。これまで、不適合看板の撤去や、道路案内・集落案内標識を新設及び更新してきた。

(4)　総合的に山麓の魅力を形成していくべき区域

湧水が多数点在しそれを支える森林帯という地理的条件を活かして、「遊水の森」の魅力を充実させていくため、従来の高瀬峡、一・二の滝、胴腹滝、三の俣等の保全の他、月の原地区では採草放牧地跡をワラビ園や畑地として改良整備し、小野曾地区では開拓時生活用水として利用した湧水地「五所水（ごしょみず）」を親水広場として整備した。

1-4　既存の土地利用規制との関係

保全の区域とは、湧水域・湧水涵養域・清流涵養域・生態系・風景に分類し、規制関連法は、自然公園法・森林法・農業振興法・国土利用計画法・都市計画法等があげられる。具体的対応は前述しているので割愛し、ここでは、態勢づくりにおける基本方向の提示にとどめる。

土地の所有者に対する自然環境の保全区域としての意義を議論する条件を整え(この環境報告書はもとより、種々のデータの公表)、公の議論を積み重ねるこ

とにより、自然環境に対する共通認識を図る。

1-5　環境保全の新しいルールづくりに向けて

(1)　補償制度を伴った効果的な運用

土地利用規制のあり方が前提となるが、「遊佐町環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」において、「重要な自然的環境を保全する事業の推進に要する経費の財源に充てるときに処分することができる」とされており、基金残高と補償措置の形態(ex.用地買収等)を含めて総合的に検討しているところである。

(2)　地域活力の向上及び環境の維持管理に対する支援

中山間地の山林や農用地を維持するために次のような支援措置を講じた。

①　平成１２年度より始まった「中山間地域等直接支払制度」により、耕作放棄地等を再度耕起し、作付けを始め、耕作放棄地の拡大を防いでいる。制度による交付面積の推移は

H12　310.4ha、H13　312.0ha、H14　317.3ha、H15　319.4ha、H16　330.2ha
H17　326.6ha、H18　314.0ha　　となっている。

②　農道や水路の整備も図られ、畦畔に芝や花の植栽を実施した。

③　耕作放棄地を耕し、「金俣そば」を特産化した。

栽培面積は、H13　2ha、H14　4ha、H15　3ha、H16　3.6ha、H17　3.6ha、H18　3.5haである。

④　中山間地関係や「金俣そば」については、農業委員会や関係機関と連携し、働きかけた。

⑤　耕作放棄地を農業委員が耕起し、遊休農地の解消に努め、栽培運動につなげている。

(3)　アセスメントの導入による情報公開と計画段階での調整

平成15年度に遊佐町環境基本条例が施行され、遊佐町環境審議会を開催し、この課題についても審議し、「公共工事における環境影響対策指針(仮称)」の策定及び、アセス関連の基礎データ収集組織の育成について意見を述べた。その具体化に向けて検討していかなければならないが、現在のところ、まだ策定していない。

第２章　　循環型の町づくり：ふやさない

2-1 ご　み

(1) ごみの減量

① ごみ等処理実績

一般廃棄物(可燃ごみ・粗大ごみ・不燃ごみ)

＃　収集範囲・・・108 集落　　165 集積所

＃　酒田地区クリーン組合搬入量　　【単位：ｔ】

年度	総収集量	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ		
				資源物(金属等	埋立物	Pボトル
H13	4,158	3,251	94	400	413	—
14	4,561	3,936	119	351	114	41
15	4,935	4,299	162	311	115	48
16	5,008	4,361	180	295	122	50
17	5,022	4,455	129	274	115	49
18	5,117	4,565	127	261	119	45

＃　紙類資源収集量

H17　紙類資源収集量　561ｔ

H18　紙類資源収集量　597ｔ

＃　粗大ごみ(金属製品・電化製品・木工製品・その他)収集個数　【単位：個】

年度	合　計	蕨　岡	遊　佐	稲　川	西遊佐	高　瀬	吹　浦
H13	5,583	794	1,543	709	608	831	1,098
14	4,798	658	1,293	589	553	673	1,032
15	5,562	810	1,592	776	591	779	1,014
16	4,138	520	1,204	555	442	629	788
17	4,191	556	1,238	505	479	517	896
18	4,099	497	1,186	516	470	527	903

・実施期間　春／４月に６日間　　秋／９月に６日間

＃　処理困難物の収集個数(環境推進員連合会の事業として)　【単位：個】

年度	合　計	蕨　岡	遊　佐	稲　川	西遊佐	高　瀬	吹　浦
H16	464	107	105	95	44	74	39
17	560	148	121	61	44	113	73
18	517	119	141	97	26	101	33

＃　し尿処理量　【単位：kℓ】

年度	総 処 理 量	生　し　尿	浄化槽汚泥
H13	6,933	3,103	3,830
14	6,897	2,880	4,017
15	6,566	2,743	3,823
16	6,480	2,621	3,859
17	5,640	2,389	3,251
18	4,608	2,119	2,489

◆ クリーン組合搬入量を見ると、年々増加している。

野焼きが禁止されていること、焼却炉の焼却時の温度を 800℃以上に保たなければならないことから事実上家庭向けの小型焼却炉は使用できなくなったことが原因と思われる。

＃　ごみ、し尿処理に要した経費　【単位：千円】

年度 (4/1 人口) / 経費の区分	金額				
	H14 (18,120 人)	H15 (17,881 人)	H16 (17,707 人)	H17 (17,450 人)	H18 (17,243)
酒田地区クリーン組合負担金	101,927	109,989	94,643	93,458	95,160
一般廃棄物収集運搬業務委託料 上記以外	20,292	20,220	20,220	18,240	18.240
廃棄物収集ステーション	876	1,313	835	326	137

設置整備工事費						
不法投棄物処理業務委託料	山形県緊急地域雇用特別基金事業	2,750	2,750	2,750	—	—
	上記以外	1,189	1,394	1,664	795	594
計		127,034	135,666	120.112	112,819	114,131
1人当たりの経費		7,420円	7,587円	6,883円	6,465円	6,619円

◆ ゴミとして処理する、つまりもう使えないものを処分するにも経費がかかることを広報する。リデユース、リユース、リサイクルを浸透させることが必要である。

② ゴミ減量推進運動

㋑ 買い物袋持参運動等

エコすまいるレディース(女性 12 団体で構成)、環境推進員(108 集落、120 人)の協力をえて、店頭キャンペーンをはじめ、買い物袋持参や生ごみの水切り等によるごみの減量化普及啓発活動を展開している。㈱Aコープ庄内の調査によれば、店舗ごとの買い物袋持参率は、ゆざ店、ふくら店ともに50%を超え、ベスト3に入っている。また、牛乳パック、トレイの販売店返却や紙類資源物を梱包するときの紙ヒモ使用も徹底されている。

㋺ 広報及び出前講座による啓発

㋩ 女性団体等のフリーマーケット及びバザーの開催の支援

(2) ごみの分別推進

① 分別収集の取り組み

「ごみ収集カレンダー」を作成し全戸配布。「ごみだし便利長」「ごみ分別一覧表」との併用で分別を促進した。現在は、集落ごとで曜日の違いはあるが、次のように収集している。

＃	可燃ごみ週2～3回	＃	資源物(缶・ビン等)月2回
＃	埋立物　月1回	＃	ペットボトル　月1回
＃	紙類資源物　週1回	＃	粗大ごみ　春／秋

7月は、「ごみだしルール指導月間」と定め、環境推進員によるごみ集積所前立会指導を行っている。更に、家電(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫)4品目と家庭用パソコンのリサイクルについて広報を続けた。

また、リサイクルステーション町内7箇所に設置し、古紙類・ビン類の回収量の増加を図った。

② 酒田地区クリーン組合ごみ処理施設見学会

参加者からは、「施設での処理時に分別が不十分だと、作業効率を低下させるだけでなく機械の故障の原因等、様々な迷惑をかけることや、作業工程を見学し

て改めて分別の詳細と重要性を知ることができた。」という声が多く、継続していきたい。

(3) リサイクルの推進

ここでは、生ごみの堆肥化の推進に限定して報告するものとする。

① 家庭用生ごみ処理機の利用推進(購入への助成状況)

＃　助成台数　　(単位：台)

	計	電気式	自然発酵式
H13	31	26	5
14	22	14	8
15	7	3	4
16	10	5	5
17	6	3	3
18	7	6	1

② 生ゴミ処理機は、町有施設のうち、小中学校7校と保育園4園の全て、それに鳥海自然文化館に計12台導入されている。

(4) 不法投棄対策の推進

① 監視体制の充実

㋑ 不法投棄監視人(2名×6地区＝12名)による定期的な監視活動

㋺ 体制の強化

警察、郵便局、環境推進員地区役員、不法投棄監視人ほか町内各種団体で構成する「不法投棄防止対策連絡会」や「庄内地区不法投棄防止対策協議会」と連携し、情報交換、巡回調査、チラシの配布、防止看板の設置等の取り組みを実施した。

② 不法投棄されない環境づくり

㋑ チラシ・看板の他、幟旗の設置や街宣車による啓発活動

㋺ 原状回復作業の実施

不法投棄されたごみは少量であっても、発見が遅れたりして放置状態が続くと、次々に投棄され、ゴミの山となる。したがって、不法投棄監視人による監視活動時に発見した場合は、即時処理をした後、幟旗や看板を設置し啓発に努めている。

一方、質量ともに不法投棄監視人による対応を超えるような場合は、「庄内地区不法投棄防止対策協議会」の支援を受け、原状回復作業(H15.8　白井新田字根小屋沢地内、H15.11 杉沢字嶽の腰地内)を行った。

㋩ ボランティア清掃活動への支援

環境美化意識の向上は、中長期的に見れば、取締り的なものよりも「日常的

にその意識をどう継続させるか」の意識改革にある。したがって、行政が主導する「全町美化運動」よりも、自主的に各種団体により不断に行われるボランティア清掃活動が重要と位置付けられる。

これらの活動に対し軍手・ごみ袋を支給し、収集されたごみについては回収の支援活動を行った。

＃　ボランティア清掃団体、参加者数等

	団体数	参加者数	軍手(双)	黒袋(枚)	赤袋(枚)
H16	36	8,765	8,460	7,388	2,283
17	35	8,893	8,012	6.6403	2,524
18	25	8,540	8,214	6,383	2,057

2-2　エネルギーと二酸化炭素

「京都議定書」に伴い、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、2005年2月16日には、京都議定書にロシアが批准し、議定書が発効した。

遊佐町では、平成12年2月策定の「遊佐町地域新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギー、省エネルギーを推進している。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、「ゆざまちエコアクションプラン」を策定し、自治体の事務事業にともなう二酸化炭素排出削減に取り組んでいる。今後は、同法第20条に基づく、遊佐町地域の排出抑制計画を策定しなければならない。

尚、町が一事業所・消費者として取り組んだ状況については、エコアクションプラン達成状況と主な公共施設のCO2排出量一覧表として巻末に記載しているので参照されたい。

(1)　家庭用／自動車

家庭系のCO2排出量が大きいものとして自動車が上げられ、その対応策として、低公害車の購入や近距離移動時の自転車使用や徒歩、不必要なアイドリングの防止等の啓発を行うとともに、町も一事業所・消費者として取り組みを進めてきた。

また、「歩く文化の町づくり」推進のために、日本マーチングリーグ(JML)公式大会である「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」を実施しているが、健康づくりのためのウオーキング事業(町民ウオーク)も、「遊佐町歩こう会」の協力で毎回(年4回)盛会となっており、日常的にウオーキングを愛好する町民も増えつつある。

＃　「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」参加者の推移

	参加延べ人数	うち町民　実人数
H13年(第9回)	4,435	1,531

14年(第10回)	6,511	1,878
15年(第11回)	5,158	1,635
16年(第12回)	4,521	1,629
17年(第13回)	4,909	1,726
18年(第14回)	5,024	1,884

(2)　家庭用／冷暖房

広報等で冷暖房時の室内温度設定をはじめとして、電化製品のグリーン購入や節電の啓発を行ってきた。次のように学習会も開催してきた。

●エネルギー自給型住宅セミナー（全3回）

H14.12.11　　第1回　「ゼロエネルギー住宅をめざして」
講師　太陽建築研究所　井山武司　氏

H14.1.9　　第2回　「住いの自然エネルギー」
講師　ソーラーワールド代表　武内賢二　氏

H15.1.30　　第3回　「住いの空調衛生設備と節水」
講師　㈱ユアテック　営業本部　赤井仁志　氏

●H16.1.30　テーマ地域の中の自然エネルギー」
講師　クリーンエネルギー・フォーラム　専務理事　前田典秀　氏

●H16.11.21　テーマ「稲川小学校の太陽エネルギーと自然エネルギーのある暮らし」
講師　自然エネルギー推進市民フォーラム理事長　都筑建　氏

●H17.12.2　テーマ「節約しながら環境を守る省エネルギーの方法」
講師　東北芸術工科大学助教授　三浦秀一氏

(3)　事業用／農業

中長期的には、畜産バイオマスや農業機械への廃食油利用等があげられる。

「農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会」(町・ＪＡ・町内販売店)が農業用プラスチック回収に、ＪＡ庄内みどり石けん研究会が廃食油の回収に取り組み、CO_2の排出抑制に努めた。

農業用使用済みプラスチック回収量

H13　127.8ｔ
H14　133.8ｔ
H15　149.8ｔ
H16　155.4ｔ
H17　133.4ｔ

H18　123.0ｔ

ＪＡ庄内みどり女性部遊佐地区石けん研究会廃食油回収量

H13　1,725　ℓ
H14　1,396　ℓ
H15　2,280　ℓ
H16　1,710　ℓ
H17　1,006　ℓ
H18　1,238　ℓ

(4)　町内の再生可能エネルギーの導入状況

①　公共施設への導入

H16　稲川小学校　太陽光発電（10ｋＷ）
　　太陽熱温水器
　　（1.8m×0.9m×18枚＝29.16㎡　貯湯量1,500ℓ）
H16　藤崎保育園　太陽熱温水器（1.8m×0.9m×6枚＝9.72㎡）
H17　高瀬小学校　太陽熱温水器
　　（1.8m×0.9m×18枚＝29.16㎡　貯湯量1,500ℓ）
H18　吹浦小学校　太陽熱温水器
　　（1.8m×0.9m×18枚＝29.16㎡　貯湯量1,500ℓ）
H18　しらい自然館　木質ペレットボイラー（250,000kcal×1基）
　　木質ペレットストーブ（5台）

②　今後の展望

H18年度に、経済産業省の外郭団体である(財)新エネルギー財団のハイドロバレー計画調査地点募集に応募し、岩野地区の小水力発電の可能性について、調査し、良好な調査結果を得た。今後は、土地改良区の灌漑施設整備と連携して、事業化について検討していく。

(5)　その他

リサイクルや再生可能エネルギーに関連した取り組みをしている町内事業所を紹介する。

JA庄内みどり女性部遊佐地区石けん研究会

・　町内の学校などから回収した廃食油からリサイクル石けんを製造

㈱遊佐製材

・　建築廃材を破砕処理し、チップ化し再生紙原料として出荷

㈱渡部砂利工業所

・ 廃植物油を近隣市町のスーパー、学校等から回収し、ディーゼル燃料を製造し、自社のトラック、重機等に使用している。
・ 剪定枝等を炭化し、防湿、防虫用の床下材などを製造

イースタン技研㈱
・ 太陽熱温水器を製造

エスキー工機㈱
・生ゴミ消滅機を製造

環清工業㈱
・ プラスチックを融解し、重油に転換するプラントを計画中
・ 蛍光管から水銀を取り出すプラントを計画中

2-3 排　水

(1) 下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽

一人１日当たりの排水量200ℓに含まれている有機物質43gのうち、し尿が13g約30%、台所排水が17g40%を占める。使った水は、下水道や合併処理浄化槽を経由して、きれいにして自然に帰すことが必要である。

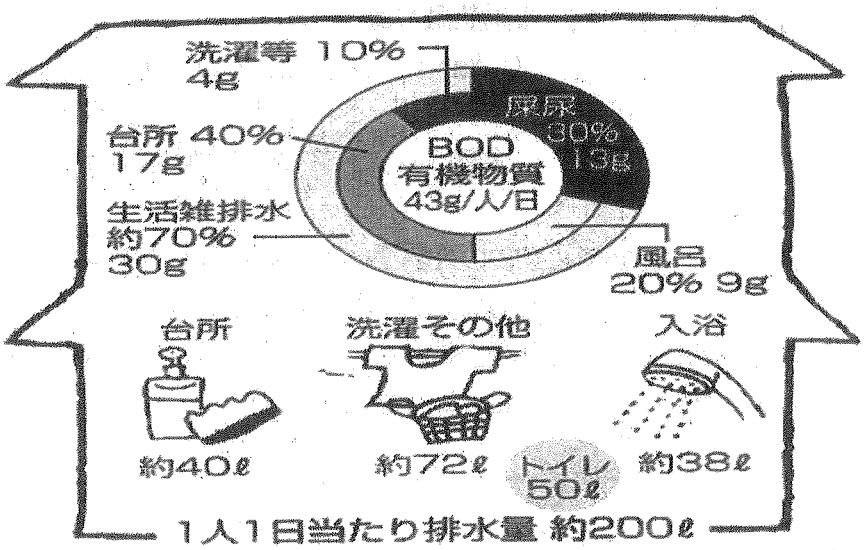

1人1日当たりの排水量・BODとその割合

（環境省資料より）

＃　水洗便所設置済み人口　　【単位：人】

年度末	合計	公共下水道	農集排	簡易排水施設（比子下モ山）	合併処理浄化槽
H16	6,524	4,652	1,221	59	592

17	7,151	5,229	1,227	52	643
18	7,765	5,846	1,226	53	640

① 公共下水道は、吹浦都市計画区域の一部を残し、19年度に整備計画区域のほぼ全域を供用開始予定。

② 特定環境保全公共下水道は、宮田集落の一部を残し、27年度までに整備計画区域のほぼ全域を供用開始予定。

③ 農業集落排水事業は、藤井地区が平成18年度に供用開始。下大内集落が機能強化事業を導入して19年度に完了予定。

④ 合併処理浄化槽は、毎年度20基(7人槽)分の補助金の財政措置。

(2) 石けん使用の推進

河川が有する自然浄化能力や生態系を保つには、生分解性の高い石けんの普及が求められている。広報等で啓発を継続して行った他、ＪＡ庄内みどり女性部遊佐地区石けん研究会に対し、補助金を交付し活動の助成を行った。

公共施設においても、順次合成洗剤から石けん使用に切り替えている。

また、中長期的には、事業所(公共施設含む)や家庭から廃食油を回収し、リサイクル石けん、ＢＤＦ(廃植物油からつくったバイオディーゼル燃料)の事業化を支援していかなければならない。

(3) 農業生産等に伴う排水の適正処理

完全無農薬・有機栽培面積が漸増し、併せて無人ヘリ防除による減農薬は、相当の面積になっている。畑作でも県が認可するエコファーマーが増えてきた。

無人ヘリ防除面積

H13　300　ha
H14　653　ha
H15　1,020　ha
H16　1,162　ha
H17　1,262　ha
H18　1,591　ha

地上散布

H16　115　ha
H17　774　ha
H18　774　ha

エコファーマー数

H14　23名
H15　102名
H16　132名

H17　132名
H18　176名

今後とも、水田全面積の減農薬・有機栽培を掲げているＪＡ庄内みどり遊佐営農課と連携し、推進していく。

2-4 安全・安心

(1) 公害防止

県関係機関や関係団体と連携し、事業者に対し公害防止対策の指導に努めた。平成18年度末の公害防止協定事業所数及び種類別の内訳は、次のとおりである。

＃　協定事業所数　８（大気汚染７、騒音６、振動５、悪臭３、水質汚濁４）

これら事業所からは定期的に実績報告や検査報告を受けている。

不法投棄の処理件数は、次の通りである。

H16年度　87件
17年度　86
18年度　77

野焼きは、少なくなってきているものの、黒い煙が立ち昇って、消防車が出動し、始末書を提出する事態も出ている。

この他、家畜糞尿の適正管理及び利用の促進については、第１章に記述したように、今後とも関係機関と連携し、指導体制を充実していく。

(2) 農業と農薬

完全無農薬・有機栽培面積が漸増し、耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業の展開が図られてきている。

(3) 防災との関連

「遊佐町地域防災計画」に基づき、地区防災体制の充実に努めた。

◆ 体制の確立

５月の大演習をはじめとした諸訓練の他、防災無線を使用しての広報活動等を通じ、啓発に努めた。

◆ 新設の施設整備

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
防火水槽	1基 (40ｔ)	1基 (40ｔ)	2基 (40ｔ)	1基 (40ｔ)	1基 (40ｔ)	1基 (40ｔ)

防火資材庫	２棟	—	—	２棟	—	—
防災無線	４基	５基	５基	２基	１基	１基
小型動力ポンプ	３台	３台	２台 (型式B-3)	１台 (型式B-3)	２台 (型式B-3)	２台 (型式B-3)
ポンプ付積載車	—	１台	—	—	—	—
消火栓	２基	２基	５基	２基	２基	—
ミニ警鐘	１台	１台	—	—	—	—

第３章　ふれあいの環境づくり：こうしたい

3-1　自然にふれる全町的な活動の展開

(1)　親水空間のレクリエーションの展開

河川改修に伴い整備された河川公園等の維持管理に、地元住民と連携し努めてきた。それぞれの公園では、町内外の人々が訪れ交流を深めている。

- ◆　やすらぎ公園(高瀬川・・・下野沢)
- ◆　おらだの川(洗沢川・・・中山桜堤)
- ◆　白鳥公園(月光川・・・谷地上)
- ◆　月光川河川公園(朝日橋、文殊大橋周辺)
- ◆　森の公園遊ぽっと

また、八ツ面川においては、「八ツ面川朝日堰流域水路管理組合」の事業活動を施設の維持管理を委託するという形でとり支援してきた。保全池や流域の清掃及び流水量の確保等の維持管理の他、自然観察活動等は次のとおりである。

- ◆　遊佐小学校総合学習
  毎年度３回で10人前後の児童が参加
- ◆遊佐高等学校による保全池生息調査活動(イバラトミヨ他)
- ◆流域10集落の子ども会活動
  ＃　自然観察教室　　＃　灯篭流し　　＃　七夕祭り

これらは、地域コミュニティの振興にも寄与しており、引き続き支援していく。

(2)　サンセットポイントのレクリエーション活動の展開

町内に眺望のよいサンセットポイントとして５箇所設定し標柱を設置している。

◆サンセットポイント５箇所

① 大平公園展望広場
② 三崎公園東屋(遊歩道沿線公衆トイレ付近)
③ 西浜キャンプ場前(出羽二見が眺望可能)
④ 吹浦小学校付近(南光坊坂手前)
⑤ 藤井公民館前東屋付近

これらの他に十六羅漢展望台広場があり、広い場所のところでは町のイベントや村祭りが行われている。

3-2　学校を核とした活動の展開

(1)　環境を考慮した学校施設(エコスクール)等

稲川小学校(H16年３月竣工)

文部科学省のエコスクールパイロット・モデル校の認定を受け、太陽光発

電システム(10ｋW)の補助事業(NEDO)を導入した。更に、学校厨房施設への太陽熱集熱器(1.8m×0.9m×18枚、貯湯量1,500ℓ)の利用を図った。
この他、普通教室６室と図書コンピューター室にHf式高効率照明を導入し、各トイレには人感センサー付照明を設置した。

(2) 地域住民から支援を受けての総合学習、環境教育の実践

地域とは自然・文化・人であるという考えに基づき総合学習に取り組んでいるが、不可欠なのは地域住民の参加である。

したがって、保護者のみならず誰でも気軽に学校を訪問し、子どもたちとコミュニケーションできる環境づくりが大切である。

このような基本姿勢のもとに、以下の課題について取り組んできた。

① 宿泊体験学習

５年生による４泊５日の宿泊体験活動を、全小学校で実施した。自然とのふれあいを通して、自然の素晴らしさや人と自然環境との関わりについて学んだ。

② 地域清掃

インターンシップでの小・中・高合同海岸清掃をはじめとし、それぞれの地域で清掃活動に取り組んでいる。

③ 農業体験

学校田での稲作体験や、学級園での植物栽培体験を通して、自然からの恵みについて学んだ。

④ みどりの少年団

稲川小学校、西遊佐小学校に結成された。

⑤ その他

西遊佐小学校の西通川に生息する魚、水生植物の種類及び生態系調査や、稲川小学校と両校でそれぞれ実施している森林保護活動等、様々な地域テーマにちなんだ活動も行っている。

3-3 集落を核とした活動の展開

(1) 「いきいき遊佐マイタウン」事業

若者の定住や地域の活性化、長寿社会に向けた諸問題に各種団体が自ら取り組む地域づくりを支援している。実績は次のとおり。

年度	申請件数	採択件数	助成額(千円)
H13	10	7	4,682
14	12	11	4,917
15	25	25	9,997

16	21	20	10,091
17	9	9	2,786
18	15	12	2,861

(2)　集落公民館活動の支援

「遊佐町誇り高きふるさとづくり運動」の展開として、生涯学習町づくり出前講座を実施してきた。実績は次のとおり。

年度	メニュー数	実施件数	参加者総数
H13	72	89	3,057
14	75	75	1,900
15	75	52	1,612
16	75	48	998
17	71	62	1,668
18	67	43	1,119

3-4　公民館を核とした活動の展開

中央公民館と各地区公民館でそれぞれ活動しているが、少年教室は７館７教室が実施されており、「遊佐町誇り高きふるさとづくり運動」にそって、地区内の自然、歴史、文化等地区を特徴づける多様な学習が行われている。

女性講座は、環境・リサイクル・ごみ処理等の課題別学習が展開されている。

今後とも、各年代別の教室や講座等に環境教育に関するテーマを取り上げ、各地域における具体的実践課題を掘り起こしていきたい。

3-5　重点地区を核とした交流活動の活性化

(1)　白井自然の家を中心とした交流・自然とのふれあい活動

白井自然の家は、子どもを中心とする野外活動の拠点であり、町内外から年間約2,000人前後が訪れ、宿泊体験活動を行ってきた。

18年6月に改築、オープン後は、しらい自然館として、遊佐の自然・文化の発信拠点及び子どもの自然体験・グリーンツーリズムの交流拠点として位置付けている。

(2)　体験型観光地を核とした交流・自然とのふれあい活動

鳥海温泉郷を中心としながら、鳥海山登山や二の滝・高瀬峡トレッキング、二の滝氷柱探勝会、海浜レジャーと旬の幸、あるいは月の原ワラビ園や湧水めぐり等々、豊富な体験メニューを活かしてリピーターの拡大に努めてきた。

今後は、観光施設の改良整備と同時にメニューの見直しはもとより、ファン層の拡大のために、「ゆざマインド」を確立し、ホスピタリティーの向上に努めていかな

ければならない。